

提案地方公共団体等 提出資料

通番	ヒアリング事項	提出団体	ページ
23	施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和	島根県 京都府	1～2
14	小規模な給水区域及び給水人口変更に係る水道事業の変更届出の簡素化	宇都宮市	3～5

地方分権改革に関する提案（島根県）

【提案事項】

法定予防接種の保護者同意要件の緩和

【具体的な支障事例等について】

児童相談所長及び施設長は「親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。」（児童相談所長については児童福祉法33条の2第1項、施設長については同法第47条第1項）とあるが、下記のとおり、③「親権者と連絡が取れない場合」は「親権を行う者がいない」と解されない。

	①法律上親権を行う者がいない場合（親権者の死亡、親権喪失・親権停止等）	②親権者が親権を事実上行使できない場合（親権者の長期不在、行方不明、精神疾患による長期入院、服役等）	③親権者と連絡が取れない場合
「親権を行う者がいない」と解される	○	○	×



上記③「親権者と連絡が取れない場合」の支障事例として下記の場合等が考えられる。

	支障事例	想定される理由
①	住民票に記載されている住所に住んでいるが、訪問や電話をしても応答がない。	<ul style="list-style-type: none"> 借金等があり居留守を使っている。身内等の特定の電話にしか出ない。 経済的に困窮しており、電話が止まりがち。 夜仕事に出て、昼間は寝ていたり、友人・交際相手宅等の別の場所にいたりする。
②	住民票を残したまま、県外等の居住場所を転々とし、連絡がとれない。	<ul style="list-style-type: none"> 交際相手と居所を転々としている、もしくは車上生活をしている。 仕事の都合上、全国各地に移動することが多く、自宅を留守にしがちである。
③	児童相談所・施設からの連絡に拒否的であるために、連絡がとれない。	<ul style="list-style-type: none"> 入所に渋々同意したが、児童相談所・施設との接触には拒否的であり、連絡を避けている。

地方分権改革に関する提案について

提案事項：施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和

提案府県：京都府、島根県、中国地方知事会、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

保護者と連絡が取れない、取るのが困難なケース

事例	求める措置
保護者が行方不明	厚労省見解の周知 問い合わせに対する厚労省見解（行方不明の場合は「親権を行う者又は未成年後見人のない者」に該当し、施設長同意で接種可能）は児童福祉施設の運営指針等に明記されるなど徹底されておらず、児童福祉施設や市町村において対応に苦慮
虐待による入所	児童福祉法上33条の2、47条の「親権を行う者又は未成年後見人のないもの」と解し、施設長同意で接種を可能とする
保護者が接種を拒否	施設長同意の取扱いの明確化 施設長等の措置を不当に妨げる行為（予防接種を正当な理由無く受けさせない行為を含む）があった場合は、当該行為にかかわらず必要な監護措置をとることができ、予防接種に関しては「保護者の同意が必要であることに留意すること」とあり、施設長の同意のみで接種可能か不明確
※上記に共通の問題	施設長の同意に対する法的な整理 施設長同意により接種を行い、副反応が発生したときの親に対する責任についての考え方が明確でないため、上記の見解を伝えても接種をためらう施設がある

「小規模な給水区域及び給水人口変更に係る水道事業の変更届出の簡素化」について

1 求める措置の具体的内容

給水区域及び給水人口を変更する場合、事業変更の届出において、給水人口及び給水量を記載することとなっているが、小規模な給水区域の変更に限り、「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出省略、または、「水道事業認等の認可の手引き」において、前回の水需要予測の結果を用いることのできるケースとして、「小規模な給水区域の変更」の明文化を求めるもの

2 具体的な支障事例

- ・ 本市の^{うどうつじ}謡辻地区は、計画給水人口65人程度（13世帯と特別養護老人ホーム）の小規模な集落であり、地域住民に対しては、平成19年の市町合併以前に旧上河内町が整備した施設において、地下水を滅菌処理することにより給水しているが、浄水場等の施設については、平成3年の供用開始から23年が経過し、老朽化の進行や、将来的に水源水質悪化の懸念があるなど、安全な水道水の安定供給を持続していくうえで多くの課題を抱えている。
- ・ 当該浄水場の更新費用としては、水質悪化への予防的対策も含め、約1億円が想定され、また、施設を更新せずに本市の他水系から新たに給水する場合においては、山間地域であることから、長距離の管路や増圧施設の整備に更に多くの費用が必要になるが、近隣水道事業者の水道管が約80mの位置にあることから、そこからの受水であれば、投資費用を大幅に抑制し、安全な水道水の持続的な供給が可能となる。
- ・ しかし、分水制度が認められていない中、このような近隣水道事業者からの受給水を行うためには、認可変更や事業変更の届出により、当該地域を近隣水道事業者の給水区域に編入する必要があるが、その実施にあたっては、計画給水量への影響を考えにくい極小規模な区域の変更においても、「水道事業認可の手引き」に規定されている4項目全てを満足できない場合には、区域全体の給水人口や需要水量の推計に基づく「給水人口及び給水量の算出根拠」（以下、「水需要予測」という。）の提出が必要となっている。
- ・ 「水需要予測」は、その作成に概ね6百万円程度の費用と相当の時間を要することに加え、水道事業の根幹となる計画フレームを見直すことになるため、実施に対し慎重にならざるを得ないことなど、水道事業者にとって負担が大きく、認可変更や事業変更の届出に踏み切ることをためらう大きな要因となっている。
- ・ このような中、謡辻地区においては、水源水質の変化が顕著化してきたことから、短期的な対応として、新たに対応設備（膜ろ過など）の導入を検討しているが、施設の老朽化に伴う全面更新という課題に対しては、給水区域の変更は大変有効な方策と考えている。

- また、本市に対しては、これまで、近隣水道事業者から給水を数回要望されているが、「水道事業認可の手引き」に示されている「水需要予測」の簡素化要件を満たすためには、従前の予測と現状の実績に乖離がないことが条件となるところ、本市においては、平成18年に予測を見直して以来8年が経過し、事実乖離が生じている状況にあることから、認可変更や事業変更の届出にあたっては「水需要予測」を実施せざるを得ない状況であり、そのため、近隣水道事業者の要望に対し臨機応変な対応が困難となっている。

3 制度改革の必要性

- 本提案が実現することにより、近隣水道事業者との受給水が進むことが見込まれ、本市、近隣水道事業者ともに将来的な建設費用の大幅な抑制が図られることや、事業者間の連携による管破損事故時等の迅速な対応が可能となること、更には、地域住民の安全・安心な生活環境が確保されることなど、小規模集落等に対する持続的な水道サービスの提供が可能となり、将来的には事業者間の連携促進による広域化への発展などが期待できる。

宇都宮市給水区域図

